省　令

○国土交通省令第四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第十五項（同法第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第七条第一項（同法第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項（同法第八十七条の二及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項及び第三項並びに第九十三条の三の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、次に掲げる書類」を「申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ五・五センチメートル、横の長さ四センチメートルの写真」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「、前項各号に掲げる書類」を「同項の写真」に改める。

第一条の三第一項第四号を削り、同項第五号中「建築士により」を「一級建築士、二級建築士又は木造建築士（第四項第四号及び第三条第三項第四号において「建築士」という。）により」に、「第四項第五号及び第三条第三項第五号」を「第四項第四号及び第三条第三項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号及び同条第四項第四号を削り、同項中第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削る。

第二条の二第一項第三号を削る。

第三条第一項第三号、第二項第四号及び第三項第四号を削り、同項中第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削る。

第三条の三第一項中「第一条の三第一項及び第四項」を「第一条の三第一項第一号ロ(3)及び第四項第一号ハ(2)」に改め、同条第二項中「第二条の二第一項」を「第二条の二第一項第一号ロ(2)」に改め、同条第三項中「第三条第一項、第二項及び第三項」を「第三条第一項第一号ロ(2)」に改める。

第四条第一項第七号を削る。

第四条の四の二中「第四条中」を「第四条第二項中」に改める。

第四条の八第一項第六号を削る。

第四条の十一の二中「第四条の八中」を「第四条の八第二項中」に改める。

第四条の二十五中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次のように加える。

九　講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、申請により、第四号の表の上欄に掲げる科目のうち国土交通大臣が定めるものを免除すること。

第四条の三十七中「及び同条第五号中「前号」を「同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号」に、「同条第十一号」を「同条第十二号」に改める。

第四条の三十九中「及び同条第五号中「前号」を「同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号」に、「同条第十一号」を「同条第十二号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第一条、第四条の二十五、第四条の三十七及び第四条の三十九の改正規定は、公布の日から施行する。